

港長公示第 6-105 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 6 年 10 月 8 日

京 浜 港 長

晴海ふ頭南側前面海域における航泊の禁止について

京浜港東京区第 2 区晴海ふ頭南側前面海域において、花火の打上げが実施されることに伴い、下記により船舶（花火の打上げに従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和 6 年 10 月 16 日(水)18 時 00 分から花火の打上げが終了し、安全が確保され、標識の撤去が開始されるまでの間（21 時 00 分を予定）

2 区域（別図参照）

花火打上げ台船（北緯 35 度 38 分 45 秒 東経 139 度 46 分 07 秒）を中心とする半径 150m の円内海域

3 標識

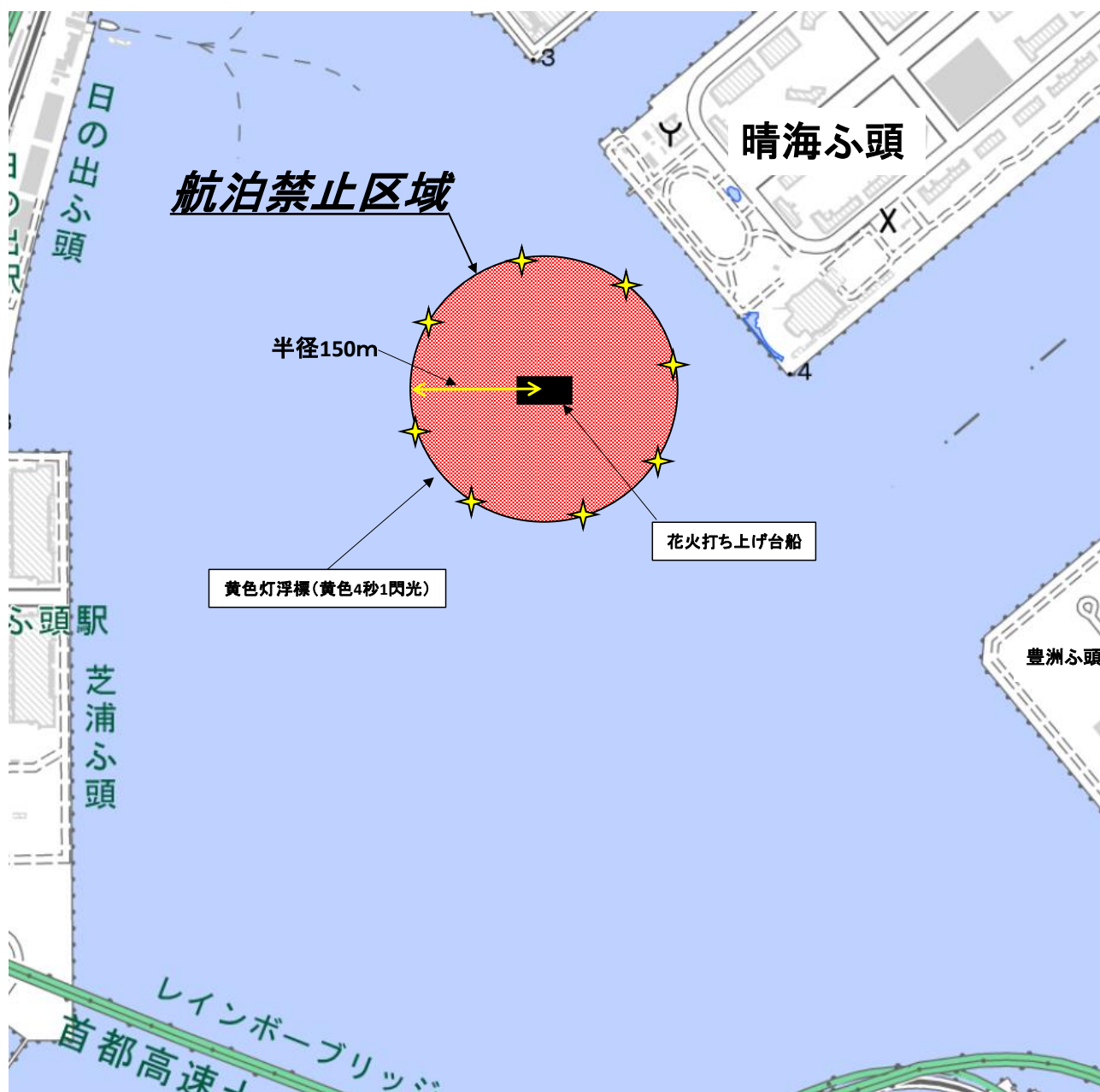
前記 2 の区域を明示するため、黄色灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光）が 8 基設置される。

4 その他

前記 2 の区域周辺には、警戒船 5 隻が配備される。

別図

令和6年10月16日(水) 18時00分から花火打上げが終了し、安全が確認され、標識の撤去が開始されるまでの間(21時00分を予定)



花火打ち上げ台船(北緯35度38分45秒 東経139度46分07秒)を中心とする半径150mの円内海域